

仲間をひとりにさせない 今こそ東京土建の出番 組合を大きく

仲間の声から仕事と暮らしの要求運動へ



東京土建のホームページ <http://www.tokyo-doken.or.jp/>
印刷部数 112100部 (購読料は組合費に含まれています)
年間購読料 1800円 (定価 50円)

東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971 (代表)
FAX 03(5332)3972

発行人・編集人
三木 勉

建設アスベスト訴訟 京都・大阪1陣で最高裁決定!

● 京都1陣 最高裁決定内容(1/28)

関西建設アスベスト京都1陣訴訟(被災者25名、一審原告27名)において、被告・国の責任について、被災者25名中24名に対する関係で東京1陣と同じ損害基準額の三分の一で確定(総額約1億7933万円)。また被告・建材企業の責任については、被災者25名中21名との関係で、8社の責任が確定しました(総額約1億360万円)。

● 大阪1陣 最高裁決定内容(2/24)

関西建設アスベスト大阪1陣訴訟(被害者数19名、原告数32名)において、国の責任を損害基準額の二分の一として、被害者19名中17名(原告32名中30名)に対する関係で確定しました(総額約2億1800万円)。また企業の責任については、被害者19名中11名(原告32名中13名)との関係で、7社の責任が確定しました(総額約1億1000万円)。

最高裁決定の意義

国に対して▶東京1陣訴訟における2020年12月14日付上告不受理決定に続く最高裁の決定により、国が、一人親方や零細事業主に対する関係でも、石綿粉じん曝露防止のために適切な規制を怠ったことの責任が三つ(東京・京都・大阪1陣)の訴訟で確定。一人親方への国賠法の適用は、建設アスベスト訴訟だけでなく建設労働運動の重要な課題である一人親方、請負型の就労者問題の前進に新たな展望を与え、建設アスベスト訴訟の全国展開につながるものです。さらに、大阪1陣は国の責任割合を2分の1とする判断を確定させました。今後の建設アスベスト被害者の救済にとっても極めて大きな意義を有するものです。

アスベスト建材製造企業に対して▶京都1陣・大阪1陣は建材企業の共同不法行為責任が最高裁で確定させた初めての判断です。今後の被害救済につながる大きな成果と言えます。

- ①元請け事業者等への感染予防(消毒液の設置や定期的な消毒、従事者の健康状態の確認など)の指導
 - ②多くの外国人が入場しているため、コロナ対応の多言語窓口の設置など
 - ③陽性者が判明した際には、労災申請を呼びかけ、柔軟で迅速な認定
 - ④健康診断(事業者健診)の実施時期の延長(緊急事態宣言解除の翌日から3か月)と周知の徹底
 - ⑤労働保険年度更新の締め切り日の延長
- ※東京労働局からの回答については、機関会議等でお知らせします。

現場・事業所対策の徹底

2月10日、東京土建(東京都連)は、東京労働局に対し、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言延長に伴う建設現場、建設工事従事者の諸手続き延長等についての要請(概要は左記)を行いました。

緊急事態宣言延長を受けて 東京労働局へ要請

年明け早々の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルスの影響は一層深刻となり、建設業にもコロナの影響が広がっています。皆さんの周りで仕事が減って困っている仲間はいませんか? コロナ禍で人のつながりが希薄になりがちですが、今まで以上に、仲間の状況を掴むことが大事です。また、仕事や地域の様々なつながりを活かして、組合に入っていない仲間の状況も把握し、困っている仲間には、「相談は東京土建へ」の

声を広げましょう。生活相談、助成金・給付金申請、仕事などの相談にのっています。建設従事者は、医療従事者や物流、スーパーの労働者と同じ生活に欠かせない職種であるエッセンシャルワーカーです。建設業で働く全ての仲間を救うため、電話やSNSなども使い声掛け運動を広げましょう。



「相談は東京土建へ」 の声を広げよう



建設キャリアアップシステム (CCUS) が本格稼働



2019年4月から本格稼働し、運用現場が増加中のCCUS。「どんなシステムかわからない」「現場入場で必要と言われた」など、お悩みは東京土建へ。CCUSの各種相談、登録手続きを受け付けています。

法人設立しても土建国保に残れます (国が認めています)

法人にした場合のメリットと負担増の両方で慎重に判断しましょう。法人設立する前に必ず支部にご連絡ください。土建国保のまま法人設立して、厚生年金に加入できます。協会けんぽに移行する必要はありません。※厚労省通達に基づく手続きが必要です。

確定申告の提出期限延長

緊急事態宣言の1か月延長を受けて、確定申告書の提出期限は所得税、個人消費税とも4月15日まで延長されました。確定申告の相談は各支部へお問い合わせください。